

論点における規制改革ホットラインの内容 (省エネ法と温暖化防止条例等)

論点（8）

【受付番号】300118002

【受付日】平成30年1月18日

【所管省庁への検討要請日】平成30年2月8日

【内閣府での回答取りまとめ日】平成30年5月15日

【提案事項】省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査の統合

【提案の具体的な内容等】(提案主体：(一社) 経済団体連合会 経済財政委員会 統計部会)

【提案の具体的な内容】

平成29年3月29日に規制改革推進会議がとりまとめた「行政手続部会取りまとめ～行政手続コストの削減に向けて～」で掲げられた「行政手続簡素化の3原則」の「同じ情報は一度だけの原則（ワンスオンリー原則）」に従い、省エネ法定期報告とエネルギー消費統計調査を見直し統合すべきである。省エネ法の定期報告とエネルギー消費統計調査は、類似した内容であり、かつ所管が同じ資源エネルギー庁である。

同一省庁内でもあることから、両者の項目を見直すことで、「定期報告対象の事業者は、エネルギー消費統計調査を免除される」等の統合がなされることを要望する。

【提案理由】

同一省庁での類似書類は多少書式を見直しても統合すべきと考える。統計法第29条でも被調査者の負担軽減のために、行政機関が保有する情報(今回の事例では省エネ法の定期報告)の提供を求めており。資源エネルギー庁も両者が類似していることは把握しており、同様のことは各都道府県条例に基づく温室効果ガス削減計画実績にも言える。

統計法第29条

行政機関の長は、他の行政機関が保有する行政記録情報を用いることにより正確かつ効率的な統計の作成又は統計調査における被調査者の負担の軽減に相当程度寄与すると認めるときは、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、その提供を求めることができる。この場合において、行政記録情報の提供を求める行政機関の長は、当該行政記録情報を保有する行政機関の長に対し、利用目的その他の政令で定める事項を明示しなければならない。

【所管省庁の検討結果】(所管省庁：経済産業省)

【制度の現状】

エネルギー消費統計調査は、統計法に基づく一般統計調査として、我が国の産業部門・業務部門におけるエネルギー消費実態を産業別・都道府県別に把握し、エネルギー・環境政策の企画・立案を図るために基礎資料を得ることを目的として毎年実施しているものです。

省エネ法における定期報告は、事業者によるエネルギーの使用方法の改善を目的として、法第15条に基づき、年度のエネルギー使用量が1,500k1以上（原油換算）である事業者等に対して、毎年度7月末までに定期報告書の提出を義務付けているものです。

具体的には、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率（エネルギー消費原単位）、事業者等の取り組むべき省エネ対策（エネルギー消費設備の設置改廃の状況など）の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握する上で最低限の事項を求めていました。

定期報告の結果、事業者の省エネ取組状況が不十分と認められる場合には、法に基づく立入検査や報告徴収等を実施した上で、法に基づく指導等を実施しています。

【該当法令等】 統計法、エネルギーの使用の合理化等に関する法律

【対応の分類】 検討を予定

【対応の概要】

エネルギー消費統計調査（以下「調査」）は、我が国のエネルギー消費実態を産業別、都道府県別に把握し、エネルギー環境政策の企画・立案を図るために基礎資料を得ることを目的とした、統計法に基づく一般統計調査です。

他方、省エネ法の定期報告は、事業者による化石燃料の使用方法の改善を目的として、エネルギーの使用量、エネルギー使用効率（エネルギー消費原単位）、事業者等の取り組むべき省エネ対策（エネルギー消費設備の設置改廃の状況など）の遵守状況といった、事業者の省エネ取組状況を把握するとともに、必要に応じて法に基づく指導等を行う必要があるか判断する上で最低限の事項を求めていました。

こうした政策的目的の違いから、当該制度の対象となる範囲や類似する報告事項の定義もそれぞれの政策ニーズに対応して、報告事項や報告の範囲が異なっています。具体的には以下のとおり、調査で求めるエネルギー使用量データの大半は、定期報告より広範又は詳細なデータです。

- ・廃タイヤ、廃プラスチック等も含む燃料種別の消費量（定期報告では、原油、石炭、天然ガス等）
- ・再生可能エネルギーの自家消費分のエネルギー消費量の内訳（定期報告では求めていない）
- ・屋外の作業・操業場所など、事業所の外で使用したエネルギー消費量（定期報告では、工場・事業場内ののみ）

他方、ご指摘のとおり、購入電力量や購入熱源量など一部項目（全体の2割程度）は調査と定期報告で同一であるのも事実です。そこで、今回のご指摘を踏まえ、同一項目については、実際に定期報告データの調査での活用することで両者の連携が可能であるか検討したいと思います。

具体的には、2018年度中に検討（可否判断）し、連携が可能である場合には、2019年度調査から連携させて実施することを目指します。ただし、両者の連携が可能と判断された場合でも、総務省（統計法）との実施に必要な環境整備に要する時間を踏まえ、速やかに行うこととします。

【規制改革会議における再検討項目】△